

[資 料]

秋田県豪雨災害における日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学 赤十字防災ボランティアステーションの取り組みと課題

新沼 剛¹⁾ 及川真一²⁾ 佐藤紘子¹⁾ 廣渡太郎¹⁾

A report of the voluntary service of the Red Cross Volunteer Station for Disaster Prevention during the Akita flood

Takeshi NIINUMA¹⁾, Shinichi OIKAWA²⁾, Hiroko SATO¹⁾, Taro HIROWATARI¹⁾

要旨：2017年7月22日から23日にかけての記録的な大雨によって発生した秋田県豪雨災害の被災者支援のため、日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字短期大学では、赤十字防災ボランティアステーションに所属する学生が中心となり、被災地で家財の搬出入、泥よけ、ボランティアニーズ調査などの災害ボランティア活動を行った。本稿では、今回の災害ボランティア活動と学生の学びについて報告する。また、今後、同ステーションが防災・減災ボランティア活動の教育やそれを担う人材の育成といった「災害が起こる前の備え」に関する活動だけでなく、災害ボランティア活動のような「災害対応」に関する活動にも関与していく上で、本学には、①迅速な意思決定システムの確立、②予算の柔軟な運用、③支援の「公平性」の確保という課題を克服する必要があることも指摘する。

キーワード：赤十字防災ボランティアステーション、災害ボランティア、人道

Abstract : The purpose of this article is to report on the volunteer service actions by the Red Cross Volunteer Station for Disaster Prevention (RCVS) at the Japanese Red Cross Akita College of Nursing and the Japanese Red Cross Junior College of Akita, which was provided for the affected local residents during the 2017 Akita flood. RCVS volunteer students helped to clean up the flood damage as well as conduct needs assessment of the devastated areas. This article also addresses problems to be solved for when the RCVS engages in disaster response in the future as well as suggestions for disaster prevention and reduction in the future.

Key words : Red Cross Volunteer Station for Disaster Prevention, disaster volunteer, humanity

1) 日本赤十字秋田看護大学

2) 日本赤十字秋田短期大学

1) Japanese Red Cross Akita College of Nursing

2) Japanese Red Cross Junior College of Akita

I. はじめに

2017年7月22日(土)から23日(日)にかけての、秋田県における記録的な大雨による災害(以下、「秋田県豪雨災害」)では、幸い人的被害は発生しなかったものの、農作物や建物に大きな被害が発生した。特に住家被害については、全県で全壊2件、半壊36件、床上浸水651件、床下浸水1,235件にのぼり、被災した住民の生活に大きな影響をもたらした(秋田県災害連絡室, 2017)。日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学(以下、「本学」)が位置する秋田市および隣接する仙北市や大仙市でも大きな被害が発生した。

表1 各自治体の住家被害(秋田県災害連絡室『平成29年7月22日からの大雨による被害状況について(平成29年9月12日12時00分現在)』をもとに新沼剛が作成)

市町村名	住家被害(棟)				
	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水
鹿角市					11
小坂町		1			5
大館市					4
北秋田市					5
三種町					2
秋田市				154	357
五城目町					7
八郎潟町					1
井川町					1
由利本荘市			1	18	58
仙北市		6		11	65
湯沢市					3
横手市		3		160	491
美郷町				1	4
潟上市					1
大仙市	3	34		264	551
計	3	44	1	608	1,566

こうした被害への対応の一環として、本学の「赤十字防災ボランティアステーション」(以下、「ボラステ」)に所属する学生並びにそれを所轄する「赤十字地域交流センター」(以下、「センター」)の教員は、被災者の一刻も早い日常生活への復帰を支援することを目的に、秋田市社会福祉協議会および仙北市社会福祉協議会と協働で災害ボランティア活動を実施した。

ボラステは、「防災・減災ボランティア活動に係る教育・研究及びそれに係る赤十字運動の啓蒙を組織的に推進・支援するとともに、災害時などにおいて本学の教育・研究成果を活用して赤十字の理念を実践することで、地域社会との連携による防災力の強化を図ること」を目的に2016年4月に設立された組織である。設立以来、組織は拡大を続けており、2017年11月30日現在、本学在学学生・卒業生及び他大学の学生、合わせて224名が在籍している。主な活動として、ボラステは『赤十字みんなの防災キャンプ』を毎年主催している。キャンプは、「食糧・栄養」、「水・衛生」、「住まい」といった人間の基礎的ニーズが一時的に制約される。つまり、キャンプは災害を疑似体験できる要素を兼ね備えている。このような特徴を生かし、ボラステはキャンプを通して地域住民に防災活動を普及してきた。また、ボラステは秋田県内の赤十字施設や防災・減災に関わる機関との共催で『AKITA防災キャンプフェス』も毎年開催している。このイベントを通じ、ボラステは非常時でもより快適に生活するためのサバイバル術を地域住民に普及することに貢献してきた。

今回の災害ボランティア活動は、設立以来初めてとなる「災害時」の活動となった。本稿は秋田県豪雨災害におけるボラステによる「災害時」のボランティア活動と学生の学びを報告する。また、これまで「災害が起こる前の備え」に主眼をおいてボランティア活動を展開してきたボラステが、今後、「災害対応」に関連したボランティア活動を展開する上で何が課題となっているのかについて考察する。

尚、秋田市社会福祉協議会および仙北市社会福祉協議会からは、事前に今回の活動を報告書としてまとめること、活動中の写真を使用することなどについて承諾を得ており、利益相反はない。

II. 本学の対応

今回のボラステによる災害時支援活動に関する本学の対応経緯は以下の通りである。

7月25日（火）

センターの教職員とセンターを所掌する経営会議の委員でもある本学学務部長が今後の対応について協議し、センターの教員2名が秋田市上北手地区、牛島地区におけるボランティアニーズ調査（各地区の代表へのヒアリング）を実施した。その結果、上北手小学校付近で小規模な土砂崩れが発生した以外は被害がなかったことを確認した。

7月26日（水）

センターの教員3名が仙北市社会福祉協議会を訪問した。仙北市では既に家財の搬出入や泥よけなどのボランティアの依頼が6件あり、この日もそのうちの2件に対応していると同協議会担当者より説明を受けた。

同協議会訪問後、被災状況を把握するため大仙市西部および秋田市南部を巡回し、大仙市協和小種土淵上段地区や秋田市雄和新波新町地区において家屋の浸水被害が発生している状況を確認した。

7月27日（木）

本学学長と事務局長に対して本学周辺地域の被災状況や視察結果を報告し、本学としての対応策を協議した結果、学生による災害ボランティア活動を実施することが承認された。

7月28日（金）

学生7名とセンターの教員1名が仙北市に出向き、仙北市社会福祉協議会の調整のもと、同市角館町西長野中泊の被災家屋1棟の家財の搬出入と家屋・側溝の泥よけを実施した。

7月29日（土）

学生2名、センターの教員2名、本学卒業生1名、そして設立以来、継続的にボラステの活動を支援してきた秋田赤十字病院職員1名が仙北市に出向き、仙北市社会福祉協議会の調整のもと、同市角館地区の被災家屋3棟の家財の搬出入と家屋・側溝の泥よけを実施した。

7月31日（月）

本学学務部長とセンターの教員2名が大仙市災

害ボランティアセンター西仙北サテライト（西仙北高齢者ふれあいセンター）を訪問し、ボランティアニーズ調査を実施した。その際に、同サテライトが管轄する大仙市西部に位置する刈和野地区（寺館、高屋敷）、峰吉川地区、下淀川地区で、ボランティアが活動しているとの情報を担当者から得た。1件の依頼につき5～10人のボランティアで対応し、1日当たり3～4件の依頼を完了させるのが限界との説明を受けた。これを受け、今後、本学としてボランティアのニーズに対応したい旨を伝えた。

その時点では同サテライトに秋田県社会福祉協議会、岩手県社会福祉協議会（久慈市、宮古市、遠野市）が支援に入っていたが、以後、段階的に大仙市社会福祉協議会へ業務が移管されるとの説明を受けた。

8月3日（木）

学生3名、センターの教員2名、本学卒業生1名、日本赤十字社秋田県支部職員1名が仙北市に出向き、仙北市社会福祉協議会の調整のもと、同市社会福祉協議会の職員5名とともに依頼のあった被災者宅倉庫の家財の搬出入と泥よけを実施した。

8月17日（木）

秋田市社会福祉協議会からの要請を受け、その調整のもと、学生2名とセンターの教員2名が、NPO法人ウェザーハート災害福祉事務所の職員1名と一般ボランティア（秋田県赤十字血液センター職員）1名と協働して、同市雄和新波地区においてボランティアニーズ調査（被災世帯の戸別訪問による支援ニーズの抽出）を実施した。

8月20日（日）

学生4名、センターの教員1名およびセンターに所属していない本学看護学部の教員1名が、秋田市社会福祉協議会の調整のもと、同市大住地区におけるボランティアニーズ調査を実施した。

III. ボラステによる災害ボランティア活動

表2に示した通り、今回のボラステによる秋田県豪雨災害への対応は、「家財の搬出入・泥よけ」と「ボランティアニーズ調査」に分類される。以下では、この2つの活動において、学生と本学教員が具体的にどのような支援を行ったのかを述べる。

表2 本学ボラステの秋田県豪雨災害への対応

日時	派遣地	担当件数	参加者 (学外協力者は割愛)	活動内容
7月28日	仙北市角館町西長野中泊	2件	学生7名 教員1名	家財の搬出入、家屋・側溝の泥よけ
7月29日	仙北市角館町	3件	学生2名 教員2名	家財の搬出入、家屋・側溝の泥よけ
8月3日	仙北市角館町西長野中泊	1件	学生3名 教員2名	家財の搬出入、家屋・側溝の泥よけ
8月17日	秋田市雄和新波	約100件	学生2名 教員2名	ボランティアニーズ調査
8月20日	秋田市大住		学生4名 教員2名	ボランティアニーズ調査

1. 家財の搬出入と泥よけ

仙北市におけるボランティア活動では、被災家屋内にある家財の搬出入と泥よけの作業が中心であった。まず同市社会福祉協議会の事務所で被災家屋の状況と業務の進め方についてオリエンテーションを受けた後、同協議会の職員とともに被災者宅を訪問した。

仙北市では、7月28日、29日、8月3日の3回にわたり活動を実施したが、最初の2回については、一般のボランティアと協働で活動を行った。したがって、チームとしての連携が重要と考えられたため、東日本大震災と熊本地震においてボランティア活動の経験を有する本学の教員がチームリーダーとなり、業務の采配を行った。



写真1 業務の采配を行う本学教員

被災者宅に到着してあいさつの後、浸水した家屋の被害状況を確認した。支援を行ったいずれの家屋においても、大量の土砂が流入して家具や農機具などに付着している状況であった。これらの家財について被災者に個別に確認をとりながら、「処分するもの」と「処分しないもの」とに分別

し、屋外へ搬出を行った。加えて、「処分するもの」については「燃えるもの」と「燃えないもの」に分別した。土砂が付着して処分せざるを得ないと判断される家財だったとしても、被災者の心情を配慮し、確認作業には細心の注意を払うように努めた。家財の搬出の後、家屋内に堆積した土砂を取り除く作業を開始した。スコップである程度土砂を取り除いた後、水を流しながら床がきれいになるまでブラッシングを行った。最後に、被災者に配置場所を確認しながら、家財の搬入を行った。



写真2 家財搬出作業



写真3 泥よけ作業



写真4 家財搬入・原状復帰作業

2. ボランティアニーズ調査

秋田市社会福祉協議会の説明によれば、発災直後、被災世帯約500件に対して大雨に関する被害調査（声かけ活動）を行ったが、全ての被災世帯を巡回したわけではなかったという。これを踏まえ、同協議会では、まだ把握しきれていない被災者のニーズを把握・抽出するために、浸水被害が比較的大きかった同市2地区（雄和新波、大住）でボランティアニーズ調査を実施することとなり、学生とセンターの教員もこれに参加することになった。

ボランティアニーズ調査は被災者が抱える生活上の問題を抽出し、今後の支援活動に繋げる重要な調査活動である。今回の調査では、学生とセンターの教員が、同協議会、NPO法人ウェザーハートの職員、一般ボランティアなどとともに3～4名で構成されるアセスメントチームを編成し、被災者宅を戸別訪問する形で行われた。



写真5 ボランティアニーズ調査の様子

各世帯とも被災への対応状況は異なり、既に泥よけ、消毒、家財整理、乾燥が済んだ世帯もあれば、未だに家財整理と乾燥が済んでいない世帯もあった。一見すると全く被害がないように見えても、窓を閉め切ると悪臭が発生するといった問題を抱える世帯もあった。訪問した大半の世帯から

は家財の搬出入や泥よけなどのボランティアの支援依頼はなかったものの、家屋の消毒、悪臭対策、自治体からの見舞金などの支援の要望があった。

被災世帯を訪問した際に、一部の住民からは、短時間に自宅がみるみる浸水していった状況や、隣人に窓から救助されたことなど、発災当時の壮絶な体験を伺った。

ボランティアニーズ調査終了後、参加者全員でカンファレンスを開催し、今後の支援の方向性を検討した。支援活動全般の運営について、NPOの職員からは、同協議会が全ての支援活動を抱え込むのではなく、本学のボラステやNPOなどの外部の支援者に一部の支援活動を委託しても良いのではないかという提案があった。家屋の消毒については、既に保健所から消毒薬が配布されているが、住民から希釈の方法が分からないという訴えがあることから、薬剤師による講習会を開く必要があるのではないかという提案があった。また、一部の被災者が同調査において被災体験を語っていたことを踏まえ、こころのケアや被災体験の共有を目的に、外部の支援者と共催でサロンを開催するのが有効ではないかという意見が出された。こうした多様な意見を踏まえた上で、同協議会は今後の支援計画を検討していくことになった。

IV. 災害ボランティア活動における学生の学び

今回の災害ボランティア活動において、参加した学生たちは主に被災家屋の家財の搬出入、泥よけ、ボランティアニーズ調査を経験した。これらの活動は、一見すると看護学や介護福祉学に何ら関連しない活動のように捉えられる可能性もある。それでは、本学で看護学や介護福祉学を学ぶ学生にとって、今回の災害ボランティア活動はどのような意義があったといえるのであろうか。

1. 「人道」の原則

赤十字の「人道」は、「人間の苦痛を予防し軽減する」、「生命と健康を守る」、「人間の尊重を確保する」の3要素から構成されている（ピクテ, 1979）。国際看護師協会（International Council of Nurses : ICN）が採択した『看護師の倫理綱領』には赤十字の「人道」の3要素に関連した基準が数多く盛り込まれている（ICN, 2012）。また『日本介護福祉士会倫理基準（行動規範）』にも、人間の尊重に関わる基準が盛り込まれている（日本介護福祉士会, 1995）。このように、赤十字の「人

道」の原則は、看護師や介護福祉士の倫理規範と共通点が多い。

これを踏まえると、今回の災害ボランティア活動における学生の学びは、「人道」の原則の視点からどのように評価できるのだろうか。例えば、家財の搬出入において、学生は被災者の感情に配慮し、丁寧に確認をとりながら、「処分するもの」と「処分しないもの」を分別していった。これはまさに、被災者の価値観と自己決定を尊重することの重要性を認識し、被災者に寄り添いながら活動を行っていたことを表している。またボランティアニーズ調査においても、学生は壮絶な被災体験を口にする被災者を目の当たりにした。そして、被災者が精神的ストレスを抱えながら自宅の片付けに追われていることに気づき、その精神的ストレスの緩和に向け、被災者の訴えに傾聴した。このように、今回のボランティア活動は学生に看護や介護の基本となる「人道」の原則を再認識させることになった。そして、「人道」の原則に立った支援（ケア）の在り方について考える絶好の機会となった。

2. 多職種との連携

今回の災害ボランティア活動に参加した学生は、支援活動に携わる多くの機関との連携の重要性についても貴重な気づきの機会を得た。秋田市内の2地区で行われたボランティアニーズ調査には、同市社会福祉協議会の職員、NPOの職員、一般ボランティア、そして本学教員など、様々な機関の人々が参加した。災害時には、「食糧・栄養」、「水・衛生」、「住まい」、「保健」など、幅広い分野の支援が求められる（Sphere, 2011）。ボランティアニーズ調査のために訪問した秋田市雄和新波地区を例にあげれば、直接的な泥よけなどのニーズはなかった。しかし、精神的ストレスを抱えた被災者に対しては臨床心理士の関与、見舞金などの相談に対しては災害関連法制に精通した自治体やNPOの職員の関与などが必要とされる可能性があった。このように、調査で収集した情報をカンファレンスなどにおいて多職種間で共有し、支援のギャップや重複がないか検証することが、被災者のニーズに基づく支援には不可欠である。そして、ギャップや重複が確認された場合には、各機関の役割や業務範囲を明確化し、連携を図っていくことが重要である。今回、学生は多職種間のカンファレンスにも参加し、今後の支援の

方向性について様々な提案が各機関の職員から出され、個々の提案の実行可能性について真剣に議論が交わされる光景を目の当たりにした。この経験は、本学で看護学や介護福祉学を学ぶ学生にとって、災害看護・災害福祉に求められる多職種との連携が災害時にいかに重要であることを認識するとともに、多職種の連携がどのように行われるのかを実地に学ぶ絶好の機会にもなった。

V. 「災害対応」に向けた課題

ボラステは、ボランティア教育の拡充をめざす一環として、地域の防災・減災力の向上に資することを目的に2016年度に設立された。ボラステに登録した学生たちは、毎年本学で開催される『赤十字みんなの防災キャンプ』や『AKITA防災キャンプフェス』などの様々な事業や学校行事を通じ、地域住民に「防災」と「減災」の意識を根付かせることに貢献してきた。これらの活動は「災害が起こる前の備え」に関する活動であるのに対し、今回の災害ボランティア活動は、実際に発生した災害へ「対応」する初めての活動となった。今回、これまで取り組む機会のなかった「災害対応」に関連した活動に初めて参加したことによって、今後のボラステが「災害対応」にも活動範囲を拡大していく上で取り組むべき重要課題が明らかになった。

1. 迅速な意思決定システムの確立

被災者の基礎的ニーズに機動的に対応する必要がある緊急救援の現場では、迅速な意思決定が求められる。しかし、今回、発災（7月22日）から本学において災害ボランティア活動の実施を決定（7月27日）するまでに、実に6日間を要した。

今回、本学の意思決定が遅れた要因には、以下のような事情が影響したと考えられる。第一に、本学独自の災害ボランティア活動の実施を躊躇する空気が本学内に生まれてしまったきらいがある点である。秋田県豪雨災害では、県内の比較的広範囲で物的被害が発生したにもかかわらず人的被害が発生しなかったため、秋田赤十字病院や日本赤十字社秋田県支部による組織的な活動が展開されなかった。これにより、災害救護活動を主要任務の1つとしている同院や県支部に先んじ、教育・研究を第一義的な任務とする本学が独自に災害ボランティア活動を実施することへの躊躇が生まれたのである。しかし、7月26日の段階で、秋

田市社会福祉協議会には既に10件のボランティアの依頼が入っていた（秋田県社会福祉協議会, 2017）。つまり発災から5日目を迎えた時点でも浸水被害によって人間らしい尊厳ある生活を送れず、精神的苦痛を抱えた住民が数多くいたのである。したがって、他の赤十字機関の動向に左右されるのではなく、赤十字の「人道」の原則に立ち返り、活動の実施の可否を本学として独自にかつ速やかに意思決定することが重要性である。

第二に、今回の豪雨災害のような災害危機が発生した場合、現時点では本学に災害ボランティア活動の実施の可否を決定する明確な指揮・命令系統が存在しない点である。つまり活動の実施を発議するのは誰で、それを決定するのは誰なのかが明確になっていないのである。指揮・命令系統が不確定な中、今回の豪雨災害では、センターの教員が発議して最終的に学長の決裁を仰ぐ流れとなった。しかし、時々刻々と変化する被災地のニーズに応えるためには、より簡略化された迅速な意思決定システムの構築が不可欠である。具体的には、ニーズ調査の実施決定や学生の災害ボランティア活動への参加の可否などについては、センターおよびボラステ担当の教員に大幅な裁量権が認められるべきであると考ええる。

第三に、ボラステが災害ボランティア活動を行う規程上の根拠が曖昧であったことである。本学にはボラステの業務を規定している『日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学 赤十字防災ボランティアステーションの運営に関する細則』が策定されている。その中で、ボラステの主要業務は、防災・減災ボランティア活動の教育やそれを担う人材の育成といった「災害が起こる前の備え」に関する業務が大半を占めている。一方で、「災害対応」に関する具体的な条項がない。そのため、今回の災害ボランティア活動では同細則第3条第6項の「学生の防災・減災に関するボランティア活動の推進・支援に関すること」という条項を援用する形で活動を実施するに至った。今後、ボラステによる「災害対応」により明確な活動根拠を持たせるためにも、同規程の改正が求められる。具体的には、同細則に災害ボランティア活動も業務として盛り込むことも検討する必要があると考ええる。

2. 予算の柔軟な運用

災害ボランティア活動に学生を派遣するには、活動に必要な物品の購入や移動にかかる経費などが発生する。結果的に、今回の活動では参加した学生が少人数だったため、センターの教員の乗用車で移動することが可能であった。だが、今後新たに大規模な災害が発生し、ボランティア活動への参加を希望する学生が多く現れた場合、本学として移動手段の手配などが必要になってくる。現行の本学の予算制度では、原則として当該会計年度に計上された予算の範囲内でしか支出が認められていないため、突発的に発生する災害に十分に対応できないことが改めて明らかとなった。この点については早急に「災害準備金」のような勘定項目を新たに設け、災害発生時、機動的に予算を執行できるしくみを構築する必要がある。こうすることによって、被災自治体や社会福祉協議会などからの突発的なボランティア要請にも迅速かつ柔軟に対応できるようになると考える。

ボラステには災害看護学・災害福祉学に高い関心を持つ学生が多数所属している。この貴重な人的資源を有効に活用するためにも、本学は財政面の改革を推進していく必要がある。

3. 「公平性」に立脚した支援

今回、ボラステは秋田市と仙北市において災害ボランティア活動を実施した。しかし、表1で示されているように、最もボランティアニーズの高かった自治体は大仙市と横手市であった。したがって、公平性の視点から考えると、ボラステはこれら2市における支援を優先すべきだったことになる。実際、大仙市社会福祉協議会では7月26日、横手市では7月25日に災害ボランティアセンターが開設された。したがって、仙北市社会福祉協議会を訪問した7月26日の時点で、大仙市と横手市の社会福祉協議会と支援活動の方向性について協議することができたはずである。しかし、上記したように、その時点で、大学として災害ボランティア活動の実施に対する決裁が下りていたわけではなかった。また、災害ボランティア活動に係る予算措置が講じられていたわけではなかった。そのため、センターの教員は両協議会との協議の必要性を認識しつつも、協議できなかったのである。このように、公平性が担保された支援を実施するためにも、上記した迅速な意思決定システムと柔軟な予算の運用が必要なのである。

VI. おわりに

今回の秋田県豪雨災害では、幸いにも人的被害がなかったために、本学を除いて県内の赤十字機関は組織的な支援を展開することはなかった。しかし、被災地に支援のニーズが全くなかったわけではない。本学が位置する秋田市並びに隣接する仙北市や大仙市では大規模な浸水被害が発生し、被災地では「住まい」に関連した支援ニーズが解消されずにいた。本学のように医療・保健・福祉に特化した大学では、「保健」分野の支援に焦点が当てられがちだが、被災地は「保健」分野の支援だけを必要としているわけではない。今回のボラステによる災害ボランティア活動は、「保健」以外の分野の支援の重要性を学内外に敷衍した点に大きな意義があった。

学生は、家財の搬出入や泥よけといった「保健」以外の分野の活動であったとしても、被災者との関わりを通じて、個人の価値観や自己決定を尊重するという看護師や介護福祉士に必要な資質を伸ばし、成長することができる。こうした点からも、学生が多種多様な災害ボランティア活動に参加することには、大きな教育的意義と効果があると考えられる。

今回の災害はまた、ボラステを所轄するセンターの教員自身にも様々な教訓をもたらした。センターの教員は前述のような不確定な本学の意思決定システムや危機管理のあり方、および、硬直的な予算制度の問題に直面した。これにより、自らの意思とは裏腹に機動的な対応が取れないというジレンマを経験した。今後、「災害対応」に活動範囲を拡大するためには、これらの課題を克服するとともに、『日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学 赤十字防災ボランティアステーションの運営に関する細則』の見直しを急ぐ必要があると考える。

謝 辞

今回、本学としての安全かつ円滑な災害ボランティア活動の実施のために、緊密に連携しご協力くださった秋田市社会福祉協議会並びに仙北市社会福祉協議会の職員の方々、日本赤十字社秋田県支部の須藤大稀氏、秋田赤十字病院の竹澤雄基氏に深く感謝申し上げます。そして、貴重な時間を割き、自発的に被災地でのボランティア活動や募金活動に奔走したボラステに在籍する在学生および卒業生、教職員の皆さまに改めて感謝したい。

引用文献

- 秋田県災害連絡室 (2017). 平成29年7月22日からの大雨による被害状況について (平成29年9月12日12時00分現在).
http://www.bousai-akita.jp/uploads/user/system/File/higaihou_2017/%EF%BC%97%E6%9C%88%EF%BC%92%EF%BC%92%E6%97%A5%E3%81%AE%E5%A4%A7%E9%9B%A8/hogaihou290912%20.pdf, 2017年10月19日.
- 秋田県社会福祉協議会 (2017). ボランティア活動状況一覧.
http://www.akitakenshakyu.or.jp/pcms/uploads_dir/editor/doc/volunteer/%E2%98%85%E6%B4%BB%E5%8B%95%E5%A0%B1%E5%91%8A%E9%9B%86%E8%A8%88%E2%98%85%28%E4%BD%9C%E6%88%90.pdf, 2017年10月19日.
- 国際看護師協会 (2012). 看護師の倫理綱領 (2012年版), 日本看護協会誌.
<https://www.nurse.or.jp/nursing/international/icn/document/ethics/pdf/icncodejapanese.pdf>, 2017年10月19日.
- スフィア・プロジェクト (2011). 人道憲章と人道対応に関する最低基準, 難民支援協会, 4.
- 日本介護福祉士会 (1995). 日本介護福祉士会倫理基準 (行動規範).
http://www.jaccw.or.jp/pdf/about/H24_rinrikizyun_.pdf, 2017年10月19日.
- ビクテ, J. (1979; 2006). 井上忠男 (訳). 赤十字の基本原則—人道機関の理念と行動規範— (pp. 22-29). 東信堂.